

●香川県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年3月28日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜田 恵造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市天満町1丁目881番1地先から 仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前 15番16地先まで	前	6.8~37.0	5,447	市町道から 県道への移 管及び旧道 の市町道移 管
丸亀市中津町字受所1663番2地先から 仲多度郡多度津町堀江3丁目161番3 地先まで		24.0~40.0	2,098	
仲多度郡多度津町大字東白方字堂ノ前 428番1地先から 仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前 15番16地先まで		23.0~37.0	738	
丸亀市西平山町309番1地先から 丸亀市新浜町1丁目803番11地先まで		21.3~47.0	591	
丸亀市天満町1丁目881番1地先から 丸亀市中津町字受所1663番2地先まで	後	20.5~34.0	600	
丸亀市中津町字受所1663番2地先から 仲多度郡多度津町堀江3丁目161番3 地先まで		24.0~40.0	2,098	
仲多度郡多度津町堀江3丁目161番3 地先から 仲多度郡多度津町大字東白方字堂ノ前 428番1地先まで		22.0~45.0	2,420	
仲多度郡多度津町大字東白方字堂ノ前 428番1地先から 仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前 15番16地先まで		23.0~37.0	738	

- 4 供用開始の期日 平成26年4月1日